

商店街整備等支援計画の認定の添付書類

○特定会社が作成する場合

- 1 当該特定会社の定款
- 2 当該特定会社のすべての出資者の氏名又は名称、資本の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿
- 4 当該特定会社の最近3期間の営業報告書、貸借対照表及び損益計算書、最終の財産目録並びに事業計画書及び設備投資計画書
- 5 設置する施設又は設備の配置及び構造を示す図面
- 6 道路に施設又は設備を設置する場合であって、その設置について建築基準法（昭和25年法律第201号）第44条第1項ただし書の許可、道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認若しくは第32条第1項の許可、道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項の許可又は消防法（昭和23年法律第186号）第7条第1項の同意を要するときは、当該許可若しくは承認又は同意を得ていること又は得る見込みがあることを証する書面

○公益法人が作成する場合

- 1 当該商店街整備等支援計画について決議した当該公益法人の総会（当該公益法人が財團法人であるときは、その理事会）の議事録の写し
- 2 当該公益法人の定款又は寄付行為
- 3 当該公益法人に出資又は提出しているすべての者の氏名又は名称、資本の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿
- 4 当該公益法人の最近3期間の営業報告書、貸借対照表及び損益計算書、最終の財産目録並びに事業計画書及び設備投資計画書
- 5 設置する施設又は設備の配置及び構造を示す図面
- 6 道路に施設又は設備を設置する場合であって、その設置について建築基準法（昭和25年法律第201号）第44条第1項ただし書の許可、道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認若しくは第32条第1項の許可、道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項の許可又は消防法（昭和23年法律第186号）第7条第1項の同意を要するときは、当該許可若しくは承認又は同意を得ていること又は得る見込みがあることを証する書面

○特定会社を設立しようとする者が作成する場合

- 1 当該出資をしようとするすべての者の当該出資に関する同意書の写し
- 2 当該出資により設立される会社の定款がある場合には、その定款
- 3 当該出資をしようとするすべての者の氏名又は名称、資本の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿
- 4 当該特定会社の予定貸借対照表、予定損益計算書及び予定財産目録並びに事業計画書及び設備投資計画書
- 5 設置する施設又は設備の配置及び構造を示す図面
- 6 道路に施設又は設備を設置する場合であって、その設置について建築基準法（昭和25年法律第201号）第44条第1項ただし書の許可、道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認若しくは第32条第1項の許可、道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項の許可又は消防法（昭和23年法律第186号）第7条第1項の同意を要するときは、当該許可若しくは承認又は同意を得ていること又は得る見込みがあることを証する書面

特定会社の要件（中小小売商業振興法施行令第七条）

法第四条第六項に定める要件は、中小企業者以外の会社（以下この条及び次条において「大企業者」という。）の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が、二分の一未満であること（中小企業総合事業団が出資する場合にあっては、中小企業総合事業団の出資後において、大企業者の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が、二分の一未満となることが確実と認められること）とする。

商店街整備等支援計画の認定の基準（中小小売商業振興法施行令第八条）

法第四条第六項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第四条第七項第一号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。
- 二 法第四条第七項第二号及び第三号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。
- 三 法第四条第六項の特定会社が当該事業を実施する場合にあっては、次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 当該特定会社に出資しようとし、又は出資している者の三分の二以上が中小企業者であること。
 - ロ 大企業者が当該特定会社の最大株主又は出資者とならないこと。
 - ハ いずれの大企業者についても、その所有に係る当該特定会社の株式の数の当該特定会社の発行済株式の総数に対する割合又はその当該特定会社への出資の金額の当該特定会社の出資の総額に対する割合が経済産業省令で定める割合未満であること。
- 四 共同店舗を設置する場合にあっては、次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 当該共同店舗において事業を営む者の三分の二以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業の数以上であること。
 - ロ 当該共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が第四条第一項第六号の経済産業省令で定める面積以上であること。

中小小売商業振興法施行規則第九条

- 4 施行令第四条第一項第六号の経済産業省令で定める面積は、二百平方メートルとする。
- 5 施行令第八条第三号ハの経済産業省令で定める割合は、三分の一とする。